

第4章 自殺対策推進体制

「誰も自殺に追い込まれることのない伊予市の実現」を目指すためには、ひとりでも多くの市民に自殺対策への関心を持ってもらい、行動に移してもらうことが重要であることから、本計画の周知に努めます。

また、市機関として全庁横断的な体制のもとで自殺対策を総合的に推進するとともに、関係機関等との連携による各分野における取組の推進に努めます（図16）。

1 計画の周知

本市では、市ホームページなどを活用し、本計画の市民への周知を図ります。

2 推進体制

自殺対策を推進するため、2019年度以降は、庁内に「伊予市自殺対策計画推進委員会（仮称）」を設置して、市における総合的な対策を推進します。

また、関係機関等で構成する「伊予市自殺対策計画推進協議会（仮称）」を設置し、連携の強化や各分野で有する課題の協議、本計画の進捗状況の検証、評価を行います。



図16 推進体制イメージ

第5章 資料編

1 自殺対策基本法

第一章 総則

(目的)

第1条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

- 2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。
- 3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。
- 4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。
- 5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第5条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第6条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第7条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は9月10日から9月16日までとし、自殺対策強化月間は3月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第8条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第17条第1項及び第3項において同じ。)、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第9条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第10条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第11条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第12条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱(次条及び第23条第2項第1号において「自殺総合対策大綱」という。)を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第13条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第14条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第 15 条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第 16 条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第 17 条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第 18 条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第 19 条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第 20 条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第 21 条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第 22 条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第 23 条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第 24 条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第 25 条 前 2 条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成 27 年 9 月 11 日法律第 66 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第七条の規定 公布の日

(自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第 6 条 この法律の施行の際現に第 27 条の規定による改正前の自殺対策基本法第 20 条第 1 項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第 27 条の規定による改正後の自殺対策基本法第 20 条第 1 項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第 7 条 附則第 2 条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成 28 年 3 月 30 日法律第 11 号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2 伊予市自殺対策計画策定審議会条例（平成30年伊予市条例第1号）

（設置）

第1条 本市における自殺対策計画の策定等に関し、必要な調査及び審議を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、伊予市自殺対策計画策定審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査し、及び審議する。

- (1) 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）に基づく自殺対策計画（以下「計画」という。）の策定に関すること。
- (2) 計画の見直しに関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項に関すること。

（組織）

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市長が認めた団体の関係者
- (3) 公募による市民
- (4) 行政に携わる者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該委嘱又は任命の日の属する年度の3月31日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会長は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第7条 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、市民福祉部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

3 伊予市自殺対策計画策定審議会委員名簿

	氏 名	所 属
会 長	中 本 英 樹	愛媛産業保健総合支援センター
副会長	中 平 洋 子	愛媛県立医療技術大学
委 員	小 西 省 三	伊予医師会 伊予市支部
〃	田 中 浩	伊予市社会福祉協議会
〃	川 口 和 男	伊予商工会議所
〃	吉 田 久	公募委員
〃	東 山 久 子	公募委員
〃	三 木 優 子	愛媛県中予保健所
〃	佃 和 泰	伊予警察署
〃	篠 崎 邦 裕	伊予市小中学校校長会

4 伊予市自殺対策計画策定連絡会設置要綱（平成30年伊予市訓令第20号）

（設置）

第1条 本市における自殺対策計画の策定に当たり、当該計画と現行事業を総合的かつ一体的に推進するための調査及び研究等を行うため、庁内組織として伊予市自殺対策計画策定連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 連絡会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 自殺対策基本法(平成18年法律第85号)に基づく自殺対策計画（以下「計画」という。）の作成に関する調査及び研究に関すること。
- (2) その他計画の作成に関すること。

（組織）

第3条 連絡会の委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

（任期）

第4条 委員の任期は、計画の策定が完了する日までとする。

（会長及び副会長）

第5条 連絡会に、会長及び副会長各1人を置き、会長は総務部長、副会長は市民福祉部長をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、連絡会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 連絡会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 委員は、会議を欠席する場合には、あらかじめ会長の承認を得て、代理の者を出席させることができる。

（意見の聴取等）

第7条 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（事務局）

第8条 連絡会の庶務は、健康増進課において処理する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、会長が連絡会に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成30年7月5日から施行する。

5 伊予市自殺対策計画策定連絡会委員名簿

	氏 名	所 属
会 長	坪 内 圭 也	総務部
副会長	武 智 茂 記	市民福祉部
委 員	河 合 浩 二	総務部総務課
〃	新 田 亮 仙	総務部危機管理課
〃	藤 本 直 紀	総務部税務課
〃	長 尾 雅 典	特命プロジェクト推進部
〃	泉 一 人	市民福祉部福祉課
〃	下 岡 裕 基	市民福祉部子育て支援課
〃	土 居 和 博	市民福祉部子育て支援課（子ども総合センター）
〃	室 潤 子	市民福祉部長寿介護課
〃	渡 辺 悦 子	市民福祉部市民課
〃	大 西 昌 治	市民福祉部健康増進課
〃	木 曾 信 之	産業建設部
〃	三 谷 陽 紀	産業建設部都市住宅課
〃	大 谷 基 文	産業建設部経済雇用戦略課
〃	靄 岡 正 直	教育委員会事務局学校教育課
〃	山 岡 慎 司	教育委員会事務局社会教育課

6 相談窓口一覧

	相談窓口	電話番号	相談日時
こころ	伊予市保健センター	089-983-4052	月～金曜日 8:30～17:15 (面接相談は要予約) ※「こころの健康相談(精神保健福祉士、精神科医師)」 予約制・要問合せ
	中予保健所	089-909-8757	月～金曜日 8:30～17:15
	愛媛県心と体の健康センター	089-911-3880	(面接相談は要予約)
	こころのダイヤル (愛媛県心と体の健康センター)	089-917-5012	月・水・金曜日 9:00～12:00 13:00～15:00
	社会福祉法人 愛媛いのちの電話	089-958-1111 0120-783-556	1日～10日 12:00～翌朝6:00
			11日～月末 12:00～22:00
	特定非営利活動法人 松山自殺防止センター	089-913-9090	月・水・金曜日 20:00～23:00 《自死遺族のつどい》 毎月第1土曜日 13:30～16:00
特定非営利活動法人 こころ塾	089-931-0702	月～金曜日 9:00～18:00 土曜日 9:00～12:00	
子ども・子育て・いじめ	伊予市子ども総合センター (虐待・子育て支援・不登校・ 問題行動等相談・DV)	089-989-6226	月～金曜日 8:30～17:00
	伊予市青少年センター 子どもの悩み相談専用電話	いよしこどもほっとライン 089-982-2602	月・水曜日 8:30～17:00 金曜日 8:30～12:00
	24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310	24時間
福祉	福祉まるごと相談窓口	089-982-7330 (福祉課)	月～金曜日 8:30～17:00
	人権相談		※相談日時は毎月広報「いよし」に掲載
女性	愛媛県男女共同参画センター	089-926-1644	火～日曜日 8:30～16:30 (火～金曜日の電話相談は17:30まで)
職場	一般社団法人 日本産業カウンセラー協会 四国支部	089-945-8110 (予約専用)	月～金曜日 9:00～16:00
	愛媛産業保健総合支援センター	089-915-1911	月～金曜日 8:30～17:15
多重債務	伊予市消費者相談窓口 (経済雇用戦略課)	089-982-1289	月～金曜日 8:30～17:15
	法テラス愛媛	050-3383-5580	月～金曜日 9:00～17:00
介護	地域包括支援センター	089-909-6260	月～金曜日 8:30～17:15
	なかやま幸梅園	089-967-0300	月～金曜日 8:30～17:00
	双海タなぎ荘	089-986-0131	月～金曜日 8:30～17:30

※相談窓口は、原則、土日曜日、祝休日及び年末年始は休みです。

※予約が必要な場合もあります。

(2019年3月末現在)